

議会報告会報告書

開催日時	平成 30 年 6 月 14 日(木) 午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分		
開催場所	七飯町役場3階 第 1 委員会室		
各種団体出席者	・別紙各種団体出席者名簿のとおり (19名)		
出席議員	・別紙議会出席者名簿のとおり (10名)		
報告内容	議会運営委員会	七飯町議会の概要について	別紙のとおり
	総務財政常任委員会	税等の納付しやすい環境整備について(行政視察報告)	
	民生文教常任委員会	子育て支援(地域型保育事業)の現状と課題について(行政視察報告)	
	経済産業常任委員会	道の駅について・河川を活用した公園整備について(行政視察等報告)	
	予算審査特別委員会	平成 30 年度予算の概要と主な政策予算について	
	議会活性化特別委員会	委員会での検討事項に対する中間報告について(議員定数等)	
意見交換による意見・提言等	・別紙のとおり		
その他特記事項	・特になし		
<p>上記のとおり提出します。</p> <p>平成 30 年 8 月 17 日</p> <p>七飯町議会議長 坂田 邦彦 様</p> <p style="text-align: right;">七飯町議会報告会運営委員長 神崎 和枝</p> <p style="text-align: right;">記録者 七飯町議会報告会運営委員 川上 弘一</p>			

議会報告会運営委員会の開催状況

1. 平成30年5月16日に第1回目の委員会を開催し、委員長に神崎委員、副委員長に木下委員をそれぞれ互選し、次の事について協議した。

(1) 議会報告会の実施について

①開催日 平成30年6月14日(木)午後1時30分

場 所 七飯町役場 3階第1委員会室

②報告内容—議会活動状況(主な議案の審議経過)、予算、決算等の審議状況、議会活性化特別委員会の中間報告書等。

③実施対象団体—6団体

七飯町内会連合会、七飯町商工会、新函館農協七飯基幹支店、七飯大沼国際観光コンベンション協会、七飯町文化団体協議会、七飯町PTA連合会

④その他—議会報告会は、議会報告会運営委員と実施対象団体とで実施する。

(2) 議員全員協議会を平成30年5月18日の本会議終了後に開催した。

委員会の決定事項を報告し、全員協議会で議会報告会運営委員会の決定事項を確認して、進めていくことで確認した。

①第1回議会報告会運営委員会の決定事項の承認

・実施対象団体に、社会福祉団体として七飯町地域包括支援センター運営協議会を追加する。

2. 平成30年5月18日に第2回目の委員会を開催し、次の事について協議した。

(1) 議会報告会の実施について

①議員全員協議会において、社会福祉団体の追加することについて

・実施対象団体に七飯町地域包括支援センター運営協議会を追加し、7団体とする。

②開催案内文の送付する際に同封する資料(施政方針、教育行政方針)の確認。

③議員定数を現状維持と決めた経緯についての説明。

3. 平成30年5月28日に第3回目の委員会を開催し、次の事について協議した。

(1) 議会報告会の実施について

①役割分担—司会者—木下委員、記録者—川上委員。

②各常任委員会・特別委員会の報告内容の確認。

③議会活性化特別委員会及び予算審査特別委員会委員長の出席を要求する。

4. 平成30年6月6日に第4回目の委員会を開催し、次の事について協議した。

(1) 議会報告会の実施について—資料と次第(案)について

①議会報告会の資料確認

②次第の内容について

・自己紹介をしてもらう

・各委員会活動報告は、各委員会5~10分程度の説明。内容については、時間に制限があるため、視察報告書の概要とまとめの部分の要点を報告する。

5. 平成30年8月17日に第5回目の委員会を開催し、次の事について協議した。

(1) 議会報告会報告書について

- ・記録者から提案された議会報告会報告書は、運営委員会において協議し、最終決定した。
- ・議長に提出された議会報告会報告書は、9月定例会中の議員全員協議会にかけて議会の了承を得た上で、議会だよりに掲載する。
- ・議会だよりには要約したものを掲載する。

2 議会報告会の反省点と今後の課題について

- ・反省点と課題については、見当たらなかった。

3 その他

- ・町長にも報告書を渡すこととする。
- ・議会報告会開催後、団体の方より激励の言葉が寄せられた。

平成30年度七飯町議会報告会

日 時 平成30年6月14日(木)

午後1時30分

場 所 七飯町役場3階 第1委員会室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨拶 七飯町議会議長 坂 田 邦 彦
七飯町議会報告会運営委員長 神 崎 和 枝

3. 出席者ご紹介

4. 各委員会活動状況報告

- ① 議会運営委員会
- ② 総務財政常任委員会
- ③ 民生文教常任委員会
- ④ 経済産業常任委員会
- ⑤ 特別委員会
 - ・平成30年度予算審査特別委員会
 - ・議会活性化特別委員会

5. 意見交換

6. 閉 会

○各種団体出席者名簿

	団 体 名	役 職	代表者氏名	出席者 (名)
1	七飯町町内会連合会	会 長	堀 田 市 雄	4
2	七飯町商工会	会 長	川 又 修 治	3
3	新函館農業協同組合七飯基幹支店	支店長	小 川 満	5
4	七飯大沼国際観光コンベンション協会	会 長	小 泉 真	1
5	七飯町文化団体協議会	会 長	近 藤 洋 子	2
6	七飯町PTA連合会	会 長	堀 純	2
7	七飯町地域包括支援センター運営協議会	会 長	宮 村 拓 郎	2
	計			19

○議会出席者名簿

職 名	氏 名	
七飯町議会議長	坂 田 邦 彦	
七飯町議会報告会運営委員会委員長	神 崎 和 枝	七飯町議会副議長
七飯町議会報告会運営委員会副委員長	木 下 敏	議会運営委員会委員長
七飯町議会報告会運営委員	中 川 友 規	議会運営委員会副委員長 経済産業常任委員会委員長
	青 山 金 助	総務財政常任委員会委員長
	池 田 誠 悦	総務財政常任委員会副委員長
	佐 野 史 人	民生文教常任委員会委員長
	畑 中 静 一	民生文教常任委員会副委員長 平成30年度予算審査特別委員会 委員長
	川 上 弘 一	経済産業常任委員会副委員長
議会活性化特別委員会委員長	横 田 有 一	

◆各委員会活動状況報告

① 議会運営委員会

木下 敏委員長より、七飯町議会の概要として議会の構成・議会の活動状況・議会の広報・議員報酬・一部事務組合及び広域連合への加入状況・七飯町基本条例等の説明がなされた。

② 総務財政常任委員会

青山金助委員長より、平成27年6月～平成29年12月までに行われた所管事務調査6件及び付託事件4件を読み上げた後、「税等の納付しやすい環境整備について」の委員会報告書による説明があった。主な内容は、当町における平成28年度現年課税分の町税収納率は、職員等の努力により99.1%で年々アップしている。これはコンビニ収納の普及によるものであるが、町民が在宅でインターネットによる納付や、クレジットカードあるいはポイント付与によるカード決済等、より納付しやすいサービスを取り入れたいため、既にこれらの手法を導入している相模原市・町田市での調査をおこなった。その視察先で今後国が進める地方税共通納税システムによる電子納税化の情報を得ることが出来、七飯町も国の収納システムへの対応に乗り遅れることのないよう、必要な予算を平成30年度に計上するよう理事者側に提言したとの報告があった。

③ 民生文教常任委員会

佐野史人委員長より、平成27年6月～平成29年12月までに行われた所管事務調査14件及び付託事件4件を読み上げた後、「子育て支援（地域型保育事業）の現状と課題について」の委員会報告書による説明があった。主な内容は、当町でも近年子育て世代での共稼ぎ世帯が増加し、保育所等の施設利用が急増しているため、待機児童解消に向けた地域型保育事業に積極的に取り組んでいる先進地を調査した。視察先の三芳町では家庭保育室として事業を行っていた3園を小規模保育施設として認可し、0歳～3歳児の定員枠を拡大して待機児童の解消を図ったとのことだった。

また、練馬区でも小規模保育施設での定員枠（1歳～2歳児）の拡大や、区が認可した大学病院の事業所内保育所に練馬区在住の人であれば誰でも利用することが出来、これらの中で待機児童の解消につながっているとのことであった。当町においても今後若い子育て世代の増加が見込まれることから、今後とも待機児童ゼロに向けて地域型保育施設への円滑な受け入れが行われるよう、実態調査を踏まえて安心できる保育施設の整備を進めていくことを理事者側に提言したとの報告があった。

④ 経済産業常任委員会

中川友規委員長より、平成27年6月～平成29年12月までに行われた所管事務調査18件及び付託事件6件を読み上げた後、「道の駅について」と「河川を利用した公園整備について」の委員会報告書による説明があった。「道の駅」については平成30年3月23日の開業に向けての中間報告であったため、既に開業している「道の駅について」は、後で目を通して頂きたい旨の話で終わった。「河川を活用した公園整備」については、町内にも横津岳等を水源とする自然豊かな河川が多くあり、それらの河川水を利用した公園や河川敷地を利用した桜並木等、町民が憩い楽しめる河川公園の整備が将来的には必要であると考え、そのため河川水を利用した稲荷公園と、河川敷地（堤防敷地）を利用して桜並木公園を整備した桜つつみ事業について視察調査を行った。稲荷公園は総合公園内の森林地帯を流れる川であるため、水辺の植物や水生生物等の生態環境に配慮された公園となっていた。また桜つつみ事業は国からの交付金事業で整備し、堤防敷地を利用して桜406本植えた事業となっていて、市と地域住民とが管理区分を決めて協働で管理を行っているとのことだった。河川を利用した公園を整備するに当たっては、水辺環境にも配慮した計画が必要であることと、今後の公園の維持管理については町と地域が協働で行っていく公園づくりが望ましい。との報告があった。

⑤ 平成30年度予算審査特別委員会

畑中静一委員長より、平成30年度の政策予算編成後の予算概要についての説明後、主な政策予算として、排雪作業も新たに加えた除排雪予算の増額、集出荷予冷施設工事の継続予算、新規事業としてロタワクチン接種費用に対する助成予算、大中山複合施設整備事業予算等の説明があった。

⑥ 議会活性化特別委員会

横田有一委員長より、今回行われている議会報告会開催に向けての委員会での取り組み状況について、8回目の委員会で七飯町議会報告会実施要項を制定し、議会報告会運営委員会を設置して、今年から年1回年度当初に開催する運びとなった経緯についての説明があった。また14回目の委員会において、議員定数については賛成多数で現状維持の18人、議員報酬の現状維持と政務活動費の非導入については、全員一致での決定がなされた。今後の委員会では議会の公開（インターネット等による配信）、通年議会、会議録のホームページへの掲載等について、継続して調査していく旨の報告があった。

◆ 意見交換

☆ 町内会連合会

- ・ この場は報告会なので意見は控えさえて頂くが、後日町内会連合会から町に要望書を提出するので、議員の皆様にも目を通して頂きたい。
 - ① 町へ要望書を提出された時は、議会にもお知らせ願いたい。
- ・ 少子化により大沼でも小中学生が減って教育に支障を及ぼすことが懸念されるので、小中一貫化も今後の課題だと思う。
- ・ 今回の各常任委員会報告は視察調査による内容であったが、是非聞いてもらいたいところの焦点を絞って、要点を話されると解りやすいし聴きやすいと思う。視察先で学んだことを町政に充分反映させて頂きたい。
 - ① 行政視察は2年に1度となっているので、次回での報告は所管事務調査の内容になると思う。また報告については、聴きやすいように検討したい。視察先で得た知識は、今後とも十分に活用していきたい。
- ・ 町内会から道路整備の要望を出しているが、長年手が掛けられないのは、道の駅や大中山小学校等の大型事業が現在まで進められていることによるものと今回感じた。

また、報告の中で、七飯町議会では政務調査費を導入しない決定をしたと聞いて、議会が整然と行われていることを強く感じる事が出来た。

 - ① 近年、町から国に道路整備に係わる交付金事業の要望を上げても、東日本大震災以後、予算がなかなか付かない状況が続いている。政務調査費については全員一致で非導入の決定だった。

☆ 七飯町商工会

- ・ 総合公園で毎年行われている赤松納涼祭は、来年10回目の節目を迎えるので、会場付近の赤松並木をライトアップし町外にも宣伝したい。後日町に要望するので議会も応援してほしい。

また、商工会青年部も今年で創立50周年を迎える。そのためのイベントを企画しているので議会も応援して欲しい。

☆ 新函館農業協同組合七飯基幹支店

- ・ 町が集出荷予冷施設の建設に着手していただき大変嬉しく思う。今後とも七飯町から安全・安心な野菜を全国に届けていきたい。
- ・ 花卉組合ですが、ここ数年台風や雪害などで古いハウスが被害にあった。組合の調査では50棟くらい建て替えを希望しているが、農協と町にも何とか力を貸して欲しい。またハウス農家は除雪機が欠かせないが、国の補助制度が無いので町の方でも支援を検討して欲しい。今回議員の仕事について学んだが、議員は町のために一生懸命頑張っているのだからありがたく思った。
- ・ 酪農家も後継者不足で年々減少している。続けていくためには規模を拡大するしかないが、労働力が不足して休日もなく働いているのが現状である。現在町からヘルパーへの助成はあるが、常に労働力確保できるよう、町も何か方策を考えて欲しい。
- ・ 最近、相続を放棄する水田が多く、空き家も多くなっているのだから、何か対策を考えて欲しい。
 - ① 今回経済産業常任委員会の所管事務調査で、遊休地と農業の現状について調査を行い、9月定例会での報告し、また11月の議会だよりにも載せる予定である。
- ・ 農家サイドであるが今の時期は昼の時間帯は忙しいので、議会報告会の開催時間と時期を少し考えて欲しい。
 - ① 今年は4年に一度の町長選挙の年なので、予算の確定が遅れ6月になってしまった。どうしても4年に一回は時期がずれるが、来年は時間も考慮し4月に開催するので理解して欲しい。

☆ 七飯町大沼国際観光コンベンション協会

- ・ 冬の大沼雪まつりの雪像や氷のすべり台は、いままで就労対策事業で企業組合が製作していたが、4月で解散したので製作できる代わりの団体を探さないと今年の雪まつりが出来なくなるので、早急に見つけるよう議会からも町に後押しして欲しい。
- ・ 「道の駅なないろ・ななえ」で「大沼国定公園の四季」という観光コマーシャルビデオを流しているので、是非町民の方に見て頂きたい。
 - ① 雪像等の製作について、町がどのように考えているのか後日伺いたい。

☆ 七飯町文化団体協議会

- ・ 今回の報告会で議会が身近に感じることが出来、大変よかったと思う。議員の方が町のため一生懸命活動していることが肌で感じ取ることが出来た。
- ④ 文化協議会の中で何かビジョンのようなものがあれば、次回でもお聞かせ願いたい。

☆ 七飯町PTA連合会

- ・ 大変有意義な報告会だと思う。ぜひ継続して欲しい。また、大沼地区で小中学校の統廃合の話も出てきているので、議会の方に話が流れた時は、議論していただきたい。
- ・ 総合公園の向かいの雪捨て場に町内以外の雪も運び込まれているようだが、今年のように降雪が多いと雪捨て場は1ヶ所では足りないと考える。
- ④ 本年度の除排雪予算には、排雪5回も含んでいるので当然雪捨て場を新たに設けなければならないと考える。町でも増やす考えなので、決まり次第、広報などでお知らせすると思う。

☆ 七飯町地域包括支援センター運営協議会

- ・ 今回は各種の団体を集めての報告会だが、一般町民の方にも町議会に関心を持ってもらうためにも、また開かれた議会にも繋がるので、インターネット配信について、積極的に取り組んで欲しい。
- ④ 今後、議会活性化特別委員会で、インターネット配信も含めて調査を行う予定となっている。
- ・ 全国的な流れであるが、七飯町でも民生委員が現在9名不足しているので、ふさわしい方がいれば推薦して欲しい。

○七飯町議会報告会実施要綱

平成29年7月31日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、七飯町議会基本条例（平成26年条例第10号）第5条第5項に基づく議会報告会の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施)

第2条 議会報告会は、年1回年度当初に開催する。

2 実施対象は、町内会、産業経済団体、社会福祉団体、文化団体等の公共的団体であつて、原則として七飯町内に事務局を有している団体とする。

(議会報告会運営委員会)

第3条 議会報告会を開催するため、議会報告会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設ける。

2 運営委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 議長及び副議長
- (2) 議会運営委員会委員長及び副委員長
- (3) 各常任委員会委員長及び副委員長

3 運営委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

(内容)

第4条 議会報告会の内容は、次に掲げる事項のうちから、その都度、運営委員会で決定する。

- (1) 議会の活動状況（主な議案の審議経過）
- (2) 予算、決算等の審議状況
- (3) 町政の重要課題
- (4) その他議長が必要と認める事項

(役割分担等)

第5条 議会報告会における役割分担は、司会者及び記録者とする。

2 司会者及び記録者は運営委員会等で協議し、決定する。

(開催期日及び会場)

第6条 議会報告会の開催期日及び会場については、運営委員会において定める。

(次第)

第7条 議会報告会の開催時間は、90分程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- (1) 議会報告等
- (2) 質疑応答
- (3) 意見提言
- (4) その他

(議会報告会の進め方)

第8条 司会者は、説明資料を踏まえ、あらかじめ進行等について議長及び運営委員会の委員長と調整を行う。

- 2 議会報告会は、議会が主催であることから、会派や議員個人の見解を述べることはできない。ただし、特に議員個人の見解を述べる必要があるときは、議会の構成員としての良識ある言動に努める。

(記録)

第9条 議会報告会の記録は、記録者において要点記録する。

(成果・効果等)

第10条 議会報告会を終了したときは、速やかに記録者が文書により議長に報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の報告書は、運営委員会に諮り、速やかに町ホームページに掲載するとともに、概要を議会だよりで公表する。ただし、町に対する意見提言で重要なものは、町長に通知する。

- 3 議会報告会終了後は、運営委員会において評価及び総括を行う。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会で協議して定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。